

令和8年度 子育てのための施設等利用給付認定申請の案内【大阪市】

令和8年4月から幼稚園に就園を予定しているこどもは、保育料、預かり保育の利用料を無償化する「子育てのための施設等利用給付」の受給制度が利用できます。子育てのための施設等利用給付の受給を希望される場合は、この案内を確認のうえ申請してください。なお、実費徴収されている日用品、行事費、バス代、食材料（給食）費等にかかる費用は無償化対象外です。

1 申請方法

子育てのための施設等利用給付を受給するためには、**事前に**認定を受ける必要があります。

就園予定もしくは在園している幼稚園を通じて大阪市へ申請書や就労証明書等の書類を提出してください。

2 受付期間

(1) 令和8年4月1日からの認定を希望する場合

令和7年10月1日（水）～ 令和7年11月28日（金）

新入園の方で、引越し等やむを得ず期間内に提出できない場合は、令和8年5月7日までに大阪市へ提出してください。

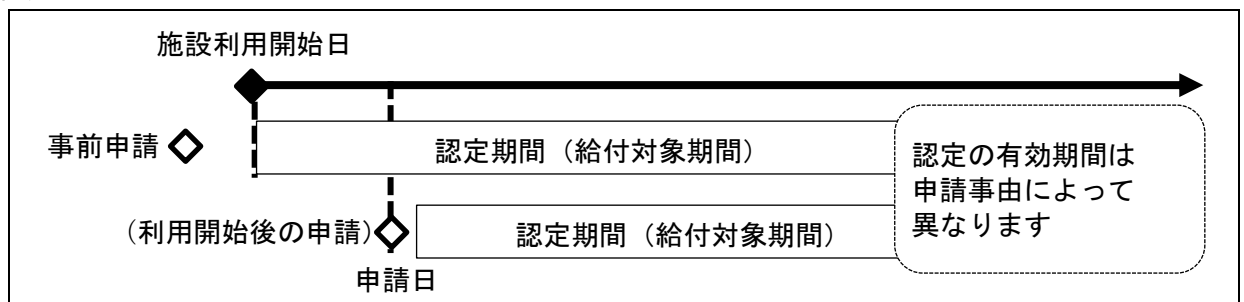
(2) 令和8年4月2日以降からの認定を希望する場合

利用開始希望月の前月の5日（閉庁日の場合は翌閉庁日）まで

途中入園の方で、引越し等やむを得ず期間内に提出できない場合は、入園後の翌月5日までに大阪市へ提出してください。

※幼稚園への提出期限については、各幼稚園へご確認ください。

《参考》認定開始日については原則、申請日以前に遡って認定を行うことができませんのでご注意ください。
(例)



3 対象者・給付内容

(1) 新1号認定

対 象	① 私学助成を受ける私立幼稚園（以下「私学助成幼稚園」という。）に就園を予定、または在園している3歳・4歳・5歳児で保育の必要性のない世帯 ② 私学助成幼稚園に就園を予定、または在園している満3歳児（令和5年4月2日以降生まれで、3歳の誕生日を迎えたこども）で市町村民税課税世帯及び保育の必要性のない市町村民税非課税世帯 ③ 国立幼稚園に就園を予定、または在園している3歳・4歳・5歳児で保育の必要性のない世帯
給付内容	①② 保育料（入園料含む）について月額 25,700 円 ③ 月額 8,700 円を上限に無償

(2) 新2号認定

対 象	① 私学助成幼稚園に就園を予定、または在園している3歳・4歳・5歳児で 保育の必要性のある世帯 （例：保護者の就労や疾病等により家庭で保育できない世帯） ② 国立幼稚園に就園を予定、または在園している3歳・4歳・5歳児で 保育の必要性のある世帯 （例：保護者の就労や疾病等により家庭で保育できない世帯）
給付内容	① 保育料（入園料含む）について月額 25,700 円を上限に無償 ② 月額 8,700 円を上限に無償 ①② 教育時間以外の預かり保育利用料について、1日あたり 450 円（1か月あたり 11,300 円）を上限に無償

(3) 新3号認定

対 象	私学助成幼稚園に就園を予定、または在園している満3歳児（令和5年4月2日以降生まれで、満3歳に到達したこども）で 保育の必要性のある世帯 （例：保護者の就労や疾病等により家庭で保育できない世帯） かつ 市町村民税非課税世帯 （※）
給付内容	・保育料（入園料含む）について月額 25,700 円を上限に無償 ・教育時間以外の預かり保育利用料について、1日あたり 450 円（1か月あたり 16,300 円）を上限に無償

（※）市町村民税非課税世帯とは、こどもと同一世帯の保護者（父母）の市町村民税がいずれも非課税（市町村民税が全額免除となった場合、未婚のひとり親を寡婦・寡夫とみなした場合に非課税となる場合を含む。）である場合をいいます。

ただし、父母が非課税であっても、同一世帯に、市町村民税が課税され年収 300 万円を超える祖父母等がいる場合は、市町村民税非課税世帯には該当しないものとします。

保護者が里親である場合又は保護者が生活保護法第6条に規定する被保護者である場合、市町村民税の課税状況にかかわらず、市町村民税非課税世帯として取り扱います。

(4) 預かり保育の無償化の対象に含まれる事業（新2号認定・新3号認定の場合）

幼稚園の預かり保育の開所時間・開所日数が少ない場合、次の施設の利用料も無償化の対象となります。なお、幼稚園の預かり保育利用料を含めた金額が上限となります。該当の有無につきましては、就園を予定している幼稚園にご確認ください。

ア 認可外保育施設 小学校就学前のこどもを保育する目的の施設で、認可を受けていない施設です。 イ 一時預かり事業（幼稚園型以外） 保護者の労働や疾病等のため、小学校就学前のこどもを家庭で保育ができないときに、一時的にそのこどもを預かる施設です。 ウ 病児・病後児保育事業 小学校就学前のこどもが、病気又は病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ、保護者の労働等で家庭での保育もできない場合に、そのこどもを預かる施設です。 エ ファミリー・サポート・センター事業 「こどもを預かってほしい方」と「こどもを預かることができる方」がそれぞれ依頼会員、提供会員となり、お互いに信頼関係を築きながらこどもを預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動です。

※上記事業のうち給付対象となるのは、当該事業について所要の手續がなされ、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けたものに限ります。

4 申請に必要な書類（※申請することも1人につき各1部が必要です。）

(1) 新1号認定

- 1 子育てのための施設等利用給付認定（新1号）申請書兼認定区分変更申請書
- 2 個人番号記載用紙
- 3 個人番号の確認にあたっての本人確認書類

別途専用封筒に入れてください。

※令和7年1月1日現在（令和8年9月以降に入園される方は、令和8年1月1日現在）大阪市外に在住していた場合、個人番号を活用し、課税情報を取得します。

※令和7年1月1日現在海外に居住していた場合は、その方の給与明細（令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入）の提出が必要となります。

(2) 新2号・新3号認定

- 1 子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）申請書兼認定区分変更申請書
- 2 保育が必要な理由を証明する書類（次ページのとおり）
- 3 個人番号記載用紙
- 4 個人番号の確認にあたっての本人確認書類

別途専用封筒に入れてください。

※令和7年1月1日現在（令和8年9月以降に入園される方は、令和8年1月1日現在）大阪市外に在住していた場合、個人番号を活用し、課税情報を取得します。

※令和7年1月1日現在海外に居住していた場合は、その方の給与明細（令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入）の提出が必要となります。

【保育が必要な理由を証明する書類】

保育が必要な理由により、提出書類が異なります。この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

※保護者が2名の場合、それぞれの保育事由に応じた書類がそれぞれ必要になります。

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労証明書	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できる書類の提出を求め場合があります。 【派遣社員の場合】 派遣会社（派遣元）の証明が必要です。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労証明書	【個人事業主の場合】 最新の確定申告書（控） 【開業してから確定申告をしていない場合】 開業届出書の控え又は営業許可証の写し （どちらも提出できない場合は、開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始したことが確認できるもの） 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書やフランチャイズ契約書、開業に係る経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの 【自営専従者の場合】 最新の確定申告書（控）（事業専従者の内訳がわかるもの） ※提出できない場合は、雇用されている方として就労証明書を提出してください。
妊娠・出産（産前産後）			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（写）
疾病		疾病・障がい状況申告書	申請書の所定の欄に医師の証明が必要です。（診断書料は申請者負担）
障がい		疾病・障がい状況申告書	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級が確認できるページ（写）
介護 看護	介護・看護の対象となる方	疾病・障がい状況申告書	【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証（写） 【通学等付添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	介護・看護状況申告書	
災害復旧			罹災証明
就学		就学等証明書・求職活動状況申告書	対象となるのは学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び職業訓練校等です。
求職活動		就学等証明書・求職活動状況申告書	雇用保険受給資格者証（写）、紹介状の写し等、求職活動の状況が確認できるもの

5 個人番号（マイナンバー）記載用紙の提出に関して

子育てのための施設等利用給付の認定申請（認定変更申請を含みます。）を行うにあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の3の規定により、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。個人番号記載用紙と本人確認のための必要書類を提出してください。

（1）個人番号記載用紙の記載方法

個人番号記載用紙に、認定申請を行う保護者（こどもの父母）、子ども、その他世帯員の氏名及び個人番号（マイナンバー）を記載してください。

（2）本人確認のための必要書類

個人番号（マイナンバー）の提出にあたっては、法令上、本人確認（認定保護者のみ）が必要となります。

【本人確認に必要な書類】

番号確認資料 (正しい番号であることの確認)	本人確認資料 (番号の正しい持ち主であることの確認)
「個人番号カード」(1枚で両方の確認ができます。) ※なお個人番号記載用紙を封筒に封入して提出する場合、両面コピーが必要です。	
「通知カード」 「個人番号の記載された住民票の写し」など	官公署から発行された写真付きの証明書 「運転免許証」「運転経歴証明書」「パスポート」 「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」 「療育手帳」「在留カード」「特別永住者証明書」など ただし、上記書類をお持ちでない場合は、「健康保険の被保険者証」「年金手帳」「健康保険等資格喪失証明書」 「児童扶養手当証書」など2点以上で確認します。

※認定保護者として申請する保護者（以下「認定申請保護者」という。）が「個人番号カード」をお持ちでない場合、当該認定申請保護者の番号確認ができる書類と本人確認ができる書類のそれぞれ（例えば「通知カード」と「運転免許証」など。上の表をご参照ください。）を提出してください。

※認定申請保護者以外の方については、上の表にある確認書類は不要です。

※健康保険法その他法律に規定される「健康保険被保険者証」「健康保険等資格喪失証明書」等の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等（組合員・加入者含む）記号・番号が見えないようにマスキング（黒塗り）処理を施したうえでご提出ください。

※本人確認資料等はすべて写しを提出してください。

6 保育の必要性（こどもが家庭で保育を受けることができない事由）

保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭においてこどもを保育することが困難な場合です。なお、育休取得中は対象外です。

1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合

※申請時に育休を取得されている方は、復職後速やかに復職したことが確認できる書類を提出してください。

2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合

3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている場合

4 同居親族を常時介護又は看護している場合

5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合

7 就学している場合

8 その他、保育が必要な状態にあると大阪市長が認める場合

7 認定の有効期間

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
就労 ・ 疾病 ・ 障がい 介護 ・ 看護 ・ 災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合は、その期間） （原則として出産予定日の8週間前からとなります。） ただし、 <u>多胎妊娠の場合は、14週前</u> からとなります。）
求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合は、その期間）
就学	保護者の卒業・修了予定日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合は、その期間）
その他	大阪市長が必要と認める期間

- **私立幼稚園のうち、私学助成幼稚園以外の幼稚園、保育所、認定こども園の併願を検討されている方**
子どものための教育・保育給付認定との併用はできません。重複した場合は子どものための教育・保育給付認定が優先となります。
（例） 認定こども園に2号認定で入所決定した場合、2号認定が優先されます。
- **現在認可外保育施設を利用されている方**
幼稚園に入園する時点で認可外保育施設に係る施設等利用給付認定は、幼稚園利用に係る認定（新1号認定等）に変更されることとなりますので、休日等に認可外保育施設を継続して利用し、無償化を受ける場合は、入園される幼稚園での新2号認定を受ける必要があります。なお、無償化の可否については園にご確認ください。
- **保育の必要性が在園中に終了（予定）の方（有期雇用や妊娠・出産等の方）**
新2号・新3号認定の有効期間は、保育の必要性が確認できる期間となります。引き続き新2号・新3号認定を希望される方は、更新の手続きを必ず行ってください。

8 保育料の無償化に関する給付について

給付については、認定保護者に対する個人給付ですが、子ども・子育て支援法に基づき、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から幼稚園が法定代理受領をする仕組みとなります（給食代等の利用者負担額は、幼稚園が利用者から徴収します）。

9 預かり保育事業無償化給付の請求手続きについて

預かり保育事業の無償化給付の請求手続きは、年に4回、下記の利用期間ごとに行います。

預かり保育利用期間	請求時期	支払予定日
4月～6月	7月頃	9月末
7月～9月	10月頃	12月末
10月～12月	1月頃	3月末
1月～3月	4月頃	6月末

提出書類等の具体的な手続きについては、各請求時期頃に幼稚園を通じてご案内いたします。

※請求や認定の決定が遅れた場合、支払が上記の支払予定日より遅くなる場合があります。

10 副食費の無償化について（実費徴収にかかる補足給付事業）

（1）対象者・給付条件

私学助成幼稚園・国立幼稚園に在園しているこどもで、次のいずれかの要件を満たす方は、食材料（給食）費のうち副食費（おかず代※）が無償となります。（令和7年度の給付上限月額 4,900円）

- ・年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯）のこども
 - ・市民税非課税世帯のこども
 - ・生活保護世帯のこども
 - ・第3子以降のこども
 - ・児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているこども
 - ・児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されているこども
- ※主食費（お米、麺、パン等の食材料費）・人件費・光熱費等以外のすべて（ミルク、おやつを含む）が対象です。ただし、持参する弁当は対象外です。

（2）認定申請に必要な書類

- ・補足給付交付申請書（※子育てのための施設等利用給付認定申請書に同じ）

（3）認定決定のための市町村民税の年度について

副食費の無償化の対象の決定は、保護者の所得に応じて決められますが、その際、市町村民税額を用いて決定します。算定の基礎となる市町村民税はこどもと同一世帯の父母・祖父母等の市町村民税の所得割額の合計額です。（祖父母等の市町村民税を合算するのは、父母の年収の合計が103万円未満で、生計を同一とする祖父母等のいずれかの年収が300万円以上に限ります。）

認定決定の算定の基になる市町村民税額の年度は次のとおりです。これに伴い年度途中で認定が変更となる場合があります。なお、平成30年6月決定の市町村民税より大阪市を含む政令市は、税率が6%から8%に変更となりましたが、副食費の認定は以前の税率（6%）で決定します。

令和8年度		令和9年度
4月分～8月分	9月分～3月分	4月分～8月分
令和7年度市町村民税額 （令和6年1月から12月の所得金額が対象）	令和8年度市町村民税額 （令和7年1月から12月の所得金額が対象）	

（4）請求手続きについて

副食費の請求手続きは、年に2回（4月～8月分・9月～翌3月分）に分けて行います。

提出書類等の具体的な手続きについては、各期間満了前後に幼稚園を通じてご案内します。

11 認定を受けてから

認定後に次のような変更等があった場合は、事由発生後速やかに「異動届兼認定変更申請書」の提出が必要になります。変更事由に応じた添付書類の提出も必要となります。

- ・ 子ども・保護者の氏名・住所、認定保護者の変更
- ・ 大阪市以外への転出
- ・ 退園
- ・ 世帯員の増減
- ・ 保育を必要とする理由の変更（例：就労から求職活動、勤務先の変更など）
- ・ 生活保護受給開始・停止・廃止
- ・ 保護者の就職（転職を含む）、離職、育児休業の取得等（新1号認定は不要）

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、新2号・新3号認定が新1号認定に変更されることになります。このような認定の変更があった場合、預かり保育事業の無償化給付を受けられなくなります。

※預かり保育事業の無償化給付を行った後に、保育の必要性の事由に該当しないことが判明した場合、または副食費の無償化給付を行った後に、世帯構成の変更や税の修正申告により税額が変更になった場合などで副食費の無償化の対象ではなくなったことが判明した場合、認定期間外となった分の金額を後日返還していただきます。

12 大阪市内にある幼稚園の利用について

大阪市民の方が大阪市内に所在する幼稚園の利用を希望する場合についても、就園を予定している幼稚園を通じて認定申請をしてください。

13 大阪市内に転出後も現在の在籍園に継続して在園を希望する場合

大阪市民が大阪市内に転出する場合は、転出日をもって認定が取消しとなりますので、転出先の市町村で新たに認定を申請する必要があります。転出する場合は速やかに在籍園へお申し出いただき、手続きをしてください。

14 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼保利用グループ）

電話番号：06-6208-8085、8077、8288